平成２２年（フ）第２１７０８号
神奈川県横浜市保土ケ谷区新桜ケ丘２丁目２―19―Ｂ―202
債務者　田中　　勇
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１７１２号
東京都江戸川区南葛西４丁目５―12―201
債務者　新井ジョセリンサリンこと　アライジョセリン　サリン
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１７１３号
千葉県八千代市大和田新田479―24―５
債務者　小池　利英
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１７１８号
東京都世田谷区玉川４丁目７－８―301
債務者　竹内　裕也
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１７２３号
東京都世田谷区世田谷１丁目46－５
債務者　金子　朗子
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１７５２号
神奈川県横浜市鶴見区潮田町１―73、住民票上の住所青森県八戸市大字鮫町字大岩11―３
債務者　竹駒　良作
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１７５３号
神奈川県川崎市幸区古市場２丁目79―20―107
債務者　小林　孝廣
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１７５８号
神奈川県横浜市港南区大久保３丁目35―１―218
債務者　長谷川　賢
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１７６８号
埼玉県入間郡毛呂山町岩井東２丁目14―７
債務者　重田　竹三
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１７６９号
埼玉県入間郡毛呂山町岩井東２丁目14―７
債務者　重田　伸子
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１７７９号
東京都墨田区千歳３丁目10―12―1002
債務者　佐藤　信子
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１７９２号
東京都目黒区中町１丁目14―15―203
債務者　武藤　敬之
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１７９４号
東京都台東区竜泉３丁目35―８―202
債務者　西村　勝光
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１７９５号
東京都台東区竜泉３丁目35―８―202
債務者　西村友加里（旧姓大塚・柴田）
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１８００号
東京都足立区関原１丁目19―６―102
債務者　井上　　進
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１８０１号
東京都足立区扇３丁目13―12―803　プルミエール・１
債務者　橋爪　佳子
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月８日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部